

2017年（平成29年）第7回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2017年（平成29年）7月12日
- 2 通知年月日 2017年（平成29年）7月14日
- 3 開催年月日 2017年（平成29年）7月31日
- 4 開催場所 福山市霞町一丁目10番1号
まなびの館ローズコム 4階大会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 非農地証明について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第5号 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について

6 出席委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 坂本忠士 | 2番 藤井照正 | 3番 若井久夫 |
| 4番 岡本卓也 | 5番 森矢重則 | 6番 林内公二 |
| 7番 谷邊博人 | 8番 平勝義 | 9番 宮澤満志 |
| 10番 岡田克彦 | 11番 安原理雄 | 12番 江草豊明 |
| 13番 宮迫主政 | 14番 大元教義 | 15番 小林正勝 |
| 16番 桑田恒二 | 17番 谷本耕造 | 18番 高垣勲 |
- 以上18名

7 欠席委員

8 その他の出席者

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 小川 裕司 | 松永出張所 | 藤原 真治 |
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 新市出張所 | 山縣 葉二 |
| 北部出張所 | 宮川 一樹 | 沼隈出張所 | 杉本 倫草 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局 | 杉原 信広 |
| 事務局 | 平田 純雄 | | |

以上9名

10 議事内容

午前15時27分開会

- | | |
|------------|---|
| 事務局長 | それでは、ただいまから2017年（平成29年）第7回農地部会を開会いたします。谷邊部会長，会議の進行につきまして、よろしくお願ひいたします。 |
| 部会長 | — 開会あいさつ — |
| 議長
(7番) | それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定により、議長を務めさせていただきます。
はじめに、会議の成立を申し上げます。農地部会委員総数18名のうち、18名全員出席ですので、本会議は成立します。
続いて、議事録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第11条の規定により、議席番号10番の岡田克彦委員と議席番号13番の宮迫主政委員をお願いいたします。
議事に入る前に、議案の追加等があれば、事務局より説明してください。 |
| 事務局 | それでは、2017年（平成29年）第7回農地部会議案書追加事項等についてご説明します。
まず、追加議案第5号として、「農地等の現況に係る照会に対する回答について」広島地方裁判所福山支部から照会がありましたので、1件上程しております。内容は、記載のとおりです。
次に、追加報告として、「農地等の現況に係る照会に対する回答について」広島法務局福山支局より照会がありましたので、2件回答しております。内容は、記載のとおりです。
次に、議案書の取下げ事項ですが、7ページ10番が取下げになっております。
以上です。 |
| 議長 | それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
西部地区の報告をお願いします。 |
| 4番
(岡本) | 西部地区の審議内容について報告します。
西部地区では、7月25日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後4時から市役所8階の農業委員室で協議会を開催しました。 |

委員9名中8名の出席により、議案第1号3件、議案第3号4件、議案第5号1件の合計8件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの1番から3番について報告をします。

1番から3番は関連案件で、蔵王町の受人が、沼隈町、内海町、呉市のそれぞれの渡人から申請地を譲受け、果樹を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保済みであり、営農に支障がないため、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、松永地区の審議内容について報告いたします。

松永地区では、7月25日、午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。

委員6名の内5名の出席により、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号1件の合計4件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」1ページ4番から2ページ5番について報告します。

4番は、神村町の受人が南蔵王町の渡人から贈与により譲受け、経営規模の拡大をするもので、水稻を栽培する計画です。

5番は、柳津町の受人が南蔵王町の渡人から贈与により譲受け、経営規模の拡大をするもので、果樹を栽培する計画です。

いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、北部地区の審議内容について報告します。

北部地区では、7月25日の午後1時から関係者により現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員の出席により、議案第1号5件、議案第2号2件、議案第3号3件、議案第4号1件の合計11件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの6番から3ページの10番について報

告をします。

6番は、岡山県井原市の譲渡人が、府中市の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、果樹を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

7番は、加茂町の譲受人が現在、同町の譲渡人から申請地を借受けて耕作していますが、このたび、譲渡人からの贈与により、借入耕作地の解放を行うものです。譲受人は、引き続き、水稻を栽培するものです。

8番は、加茂町の譲渡人が、高齢で耕作困難となったため、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

9番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

10番は、新市町の譲渡人が、高齢で耕作困難となったため、同町の譲受人に、申請地を譲渡するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17番
(谷本)

神辺地区農地調整協議会の審議内容について報告します。

神辺地区農地調整協議会は、7月25日午前9時から現地調査を行い、午前11時30分より神辺支所3階31会議室で、協議会委員6名全員の出席により、議案第1号6件、議案第2号2件、議案第3号1件の合計9件について、審議しました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページの11番から4ページの16番について報告します。

11番は、田1筆1、895㎡を下御領に居住する譲受人が、所有権移転により、経営規模の拡大を行うもので、申請地では、引き続き水稻を栽培する計画です。

12番は、田2筆2、306㎡を平野に居住する譲受人が、所有権移転により、経営規模の拡大を行うもので、申請地では、水稻を栽培する計画です。

13番は、田2筆1、872の申請地を現在、川南に居住する譲受人が、譲渡人から賃借し、耕作しています。この度の申請により、譲渡人の持分8分の7の所有権移転により、借入地の解放を行い、引き続き水稻を栽培する計画です。

14番は、田1筆485㎡を湯野に居住する譲受人が、所有権移転により、経営規模の拡大を行うもので、申請地では、引き続き水稻を栽培する計画です。

15番と16番は、関連案件です。

譲受人が、母より水稻栽培や野菜技術を習得し、15番は、田1筆1,606㎡を使用貸借権の設定により水稻を栽培し、16番は、田1筆508㎡を贈与により、季節野菜を栽培する計画で、新規就農を行なうものです。

全ての案件については、いずれも譲受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第1号のすべての案件につきましては、別紙調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、また、農業委員会が定める下限面積を超えていることから。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

東部地区の報告をお願いします。

2 番
(藤井)

それでは、東部地区の審議内容について報告します。

東部地区では、7月24日月曜日午前8時30分から関係者により、現地調査を行い、午前11時から委員6名全員の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第2号5件、議案第3号3件の合計8件について審議いたしました。

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ1番から6ページ5番について報告します。

1番は、南蔵王町五丁目の法人が、埼玉県狭山市の譲渡人から春日町大字浦上の畑3筆合計204㎡を譲受けて、露天資材置場として転用するものです。

場所は、福山市立春日小学校北東、約600メートルです

2番は、御幸町の譲受人が、同町の譲渡人から御幸町大字上岩成の田1筆264㎡を譲受けて、住宅を建築するものです。

場所は、芦田川自動車学校の北西、約500メートルです。

3番は、御幸町の譲受人が、同町の譲渡人から御幸町大字下岩成の田1筆266㎡を譲受けて、宅地への進入路及び露天駐車場として転用するものです。

場所は、フジグラン神辺店の西、約300メートルです。

4番と5番は、関連案件です。

御幸町の法人が、同町の譲渡人から4番で御幸町大字下岩成の田2筆903㎡と27㎡を、5番で隣接する御幸町大字下岩成の田1筆1,553㎡をそれぞれ譲受けて、申請する法人が所有する雑種地2,443㎡と併せて合計4,926㎡に建売住宅17棟を建築するものです。

場所は、芦田川自動車学校の北、約10メートルです。

いずれの案件も現地確認を行いました。申請地周辺の営農条件に支障はないと思われ、転用に問題なく許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページの6番について報告します。

藤江町の宗教法人が同町の渡人から申請地の田3筆を譲受け、参拝者の駐車場として利用するものです。

場所は、藤江小学校の南東、約350メートルのところですよ。

現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 6 ページの 7 番から 7 ページの 8 番について報告します。

7 番は、坪生町の借受人である子が、申請地に使用貸借権を設定して、加茂町の貸出人である父から申請地を借受け、分家住宅を建築するものです。

場所は、ふたば保育所の南東、約 4 5 0 メートルのところ です。

8 番は、駅家町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。

場所は、駅家東小学校の西、約 1 0 0 メートルのところ です。

現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 7 ページ 9 番について報告します。

下御領に居住する借人が、申請地に使用貸借権を設定し、義父から借受け、住宅を新築する計画です。関連法令については、担当部局に許可申請等が行われています。

現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われ ます。

議 長

ありがとうございました。

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第 2 号の 8 番は第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にあり、相当数の街区を形成している区域であるため第 2 種農地として判断されます。その他の案件は、農用区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議長 これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等がないようですので、採決をいたします。
議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。

議長 次に、議案第3号「非農地証明について」を上程します。
東部地区の報告をお願いします。

2番 (藤井) それでは、議案第3号「非農地証明について」の8ページの1番から3番について報告します。

1番は、手城町四丁目の申請人が、手城町四丁目の田1筆356㎡について、昭和51年頃から倉庫敷地として利用し、現在に至るものです。

場所は、ヤマダ電機福山店の南、約30メートルです。

2番は、大門町の申請人が、大門町大字大門の畑2筆19㎡と153㎡について、昭和55年頃から倉庫及び車庫の敷地及び庭敷として利用し、現在に至るものです。

場所は、学校法人銀河学院の西、約50メートルです。

3番は、今津町の申請人が、木之庄町五丁目の田1筆144㎡について、昭和48年頃から住宅敷地として利用し、現在に至るものです。

場所は、福山市立城北中学校の北、約300メートルです。

いずれの案件も、現地確認を行いました。農地への復元は困難であり、農地性は無いと判断しました。

議長 次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

議案第 3 号「非農地証明について」の 8 ページの 4 番から 7 番について報告します。

4 番は、神戸市の申請人によるもので、申請地を昭和 4 5 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

場所は、沼南高校鷹の巣農場の北東、約 4 5 0 メートルのところですか。

5 番は、水呑町の申請人によるもので、1 筆は、昭和 3 2 年頃から事務所及び露天資材置場等として利用し、他の 2 筆は、平成 7 年頃から進入路として利用し、現在に至っております。

場所は、福山商業高校の南、約 3 5 0 メートルから約 4 5 0 メートルのところですか。

6 番は、箕島町の申請人によるもので、昭和 3 0 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

場所は、国交省福山河川国道事務所芦田川河口堰管理支所の南東、約 1 キロメートルのところですか。

7 番は、水呑町の申請人によるもので、昭和 3 0 年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、田尻郵便局の南西、約 1 5 0 メートルのところですか。

なお、4 番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、議案第 3 号「非農地証明について」の 8 ページ 8 番について報告します。

兵庫県西宮市の申請人が、昭和 6 3 年頃から駐車場として利用し、現在に至っております。

場所は、J A 松永南支店の東、約 3 0 0 メートルのところですか。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、議案第 3 号「非農地証明について」の 9 ページ 9 番から 1 1 番について報告します。

9番は、岡山県井原市の申請人が、平成5年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となり、現在に至っております。

場所は、山野農村公園の北西、約500メートルのところですか。

10番は、加茂町の申請人が、昭和42年頃から、養魚場として利用し、現在に至っております。

場所は、主要地方道加茂油木線、刈光橋の北東、約50メートルのところですか。

11番は、新市町の申請人が、昭和55年4月頃から、住宅敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、上安井集会所の南西、約300メートルのところですか。

なお、9番から11番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17番
(谷本)

議案第3号「非農地証明について」の9ページの12番について報告します。

平成2年頃から農業用倉庫敷地として利用し現在に至っています。

現地確認しましたが、農地への復元は困難と認められ、非農地として証明妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第3号は原案のとおり決定します。

議 長 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。

北部地区の報告をお願いします。

11番 (安原) それでは、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」10ページの1番について報告をします。

駅家町の申請人によるもので、被相続人の子が、申請地である現況田3筆1,800.98㎡を相続し、特例の適用を受けようとするもので、申請地は、農地として適正に管理されており、引き続き農業を行っていく意思も確認しております。

議 長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等もないようですので、採決します。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。

議 長 次に、追加議案第5号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。

西部地区の報告をお願いします。

4番 (岡本) 追加議案第5号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」追加議案の1ページ1番について報告します。

広島法務局福山支局より7月18日付けで、現況に係る照会がありました。現地調査したところ、用悪水路及び公衆用道路として利用されておりましたので、非農地として回答するものです。

場所は、山陽自動車道上り福山サービスエリアの北、約450メートルのところです。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明します。

11ページから13ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届け出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、9件を事務局長専決で受理しました。

次に、14ページから16ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、17ページから31ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

4条11件、5条59件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。

次に、32ページの「農地法施行規則第29条第1項第13号の規定による協議書の受理について」です。電気事業者が送電用施設設置のために取得し、転用するものです。電気事業者が送電用施設やその設置のための敷地として転用する場合には、農地法第4条の「農地の転用の制限の例外」の適用を受けられます。1件の協議を受理しています。

次に、33ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。電気通信事業者が携帯電話の無線基地局設置のために賃借権を設定し、転用するものです。電気通信事業者が電気通信施設やその設置のための敷地として転用する場合には、農地法第4条の「農地の転用の制限の例外」の適用

を受けられます。2件の協議を受理しています。

次に34ページ、35ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が5件ありました。

次に、36ページ及び追加報告事項の「農地等の現況に係る照会に対する回答について」です。

広島法務局福山支局から3件の照会がありました。現地確認の結果、すべて農地性はなく非農地として確認しました。回答期限が、照会があった日から2週間であり、この間に農地部会の開催がないため事務局長による専決処分により報告しました。

次に、37ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。許可又は、届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから申請されたものです。

取消しの理由は、1番は、計画の中止によるものです。また、2番は、売買の不成立によるものです。

専決処分及び届出等については以上です。

議 長

専決処分・届出等の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

発言等もないようですので、2017年(平成29年)第7回の農地部会を終了します。

なお、来月の農地部会は、8月30日開催の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前15時57分閉会